



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課
○長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	新 行 政 推 進 室
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
○長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	こども未来課
○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	こども家庭課
○長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	漁 港 漁 場 課
○長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	港 湾 課

条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第27号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、<u>次の各号に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</u></p> <p>(1) 略</p>

に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

(3)及び(4) 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

附 則

1～29 略

30 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者にかつ、知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。）
業指導を行うことが適当であると認められたもの」とする。

(2)及び(3) 略

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～17 略

附 則

1～29 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第30項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に

相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
 3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成29年7月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第28号

長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

長崎県の事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。			（市町村が処理する事務の範囲等） 第2条 次の表の中欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。		
部局	事務	市町村	部局	事務	市町村
略			略		
県民生生活部関係	1～14 略	略	県民生生活部関係	1～14 略	略
	15 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） ア 略 イ 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告又はインターネットの利用による公表及び縦覧に関すること。 ウ～ホ 略			15 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） ア 略 イ 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧に関すること。 ウ～ホ 略	
略			略		
福祉保健部関係	1～36 略	大村市、平戸市、松浦市、南島原市及び小値賀町	福祉保健部関係	1～36 略	長崎市、大村市、平戸市、松浦市、南島原市及び小値賀町
	37 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2章第3節第3款に規定する施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る処遇改善等加算の認定に関すること。			37 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第2章第3節第3款に規定する施設型給付費及び地域型保育給付費等に係る処遇改善等加算の認定に関すること。	
略			略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成29年7月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第29号

長崎県税条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
<p>（事業税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第17条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号まで、又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で同表の右欄に掲げる設備を含むもの（次項において「当該設備」という。）を新設し、又は増設した者については、同表の各項に掲げる省令で定めるところにより計算した収入金額又は所得に対しては、事業税を課さない。</p>			<p>（事業税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第17条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号まで、又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で同表の右欄に掲げる設備を含むもの（次項において「当該設備」という。）を新設し、又は増設した者については、同表の各項に掲げる省令で定めるところにより計算した収入金額又は所得に対しては、事業税を課さない。</p>		
地区	事業	設備	地区	事業	設備
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区（第3項、第25条第1項及び第74条第1項において「過疎地区」という。）	製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区（第3項、第25条第1項及び第74条第1項において「過疎地区」という。）	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定する事業をいう。以下同じ。）	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号の規定の適用を受ける設備
略			略		
<p>2～7 略</p> <p>（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る減価償却資産で同表の右欄に掲げる建物及びその敷地である土地（以下「建物等」という。）を取得（土地の取得については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合に限る。次項、第3項及び第4項において同じ。）したときは、不動産取得税を課さない。</p>			<p>2～7 略</p> <p>（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る減価償却資産で同表の右欄に掲げる建物及びその敷地である土地（以下「建物等」という。）を取得（土地の取得については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合に限る。次項、第3項及び第4項において同じ。）したときは、不動産取得税を課さない。</p>		
地区	事業	建物等	地区	事業	建物等
過疎地区	製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第2号に規定する特別償却設備である家屋及びその敷地である土地に該当する建物等	過疎地区	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は情報通信技術利用事業	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第2号の規定の適用を受ける建物等
略			略		
<p>2～5 略</p> <p>（固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第74条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る大規模の償却資産（以下「機械等」という。）で同表の右欄に掲げるものを取得したときは、固定資産税を課さない。</p>			<p>2～5 略</p> <p>（固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第74条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る大規模の償却資産（以下「機械等」という。）で同表の右欄に掲げるものを取得したときは、固定資産税を課さない。</p>		
地区	事業	機械等	地区	事業	機械等
過疎地区	製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税	過疎地区	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は情報	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税

	<p>の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第3号に規定する特別償却設備である家屋及び償却設備並びに当該家屋の敷地である土地に該当する機械等</p>	<p>通信技術利用事業</p>	<p>の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第3号の規定の適用を受ける機械等</p>
<p>略</p>		<p>略</p>	
<p>2～6 略</p>	<p>附 則</p>	<p>2～6 略</p>	<p>附 則</p>
<p>1～21 略</p>	<p>22 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p>	<p>1～21 略</p>	<p>22 ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下「車両総重量」という。）が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令で定めるものに限る。で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用を受ける自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。</p>
<p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下同じ。）</p>	<p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当すること。</p>	<p>ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（この項から附則第24項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるもの（この項から附則第28項までにおいて「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p>
<p>イ 次のいずれかに該当すること。</p>	<p>あ 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（この項から附則第24項までにおいて「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるもの（この項から附則第28項までにおいて「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</p>		
<p>い 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（この項から附則第28項までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</p>	<p>エ ネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー</p>		
<p>エ ネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー</p>			

ギー消費効率（この項から附則第28項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（この項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（この項から附則第28項までにおいて「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

ア) 次のいずれかに該当すること。

あ 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

い 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（この項から附則第28項までにおいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（この項から附則第28項までにおいて「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（この項から附則第28項までにおいて「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（この項から附則第28項までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率（この項から附則第28項までにおいて「エネルギー消費効率」という。）が同法第78条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して省令で定めるエネルギー消費効率（この項及び附則第24項において「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（この項から附則第28項までにおいて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

23 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は同項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア及びイ 略

(2) 略

24 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 略

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当するもの

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 略

25 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適

23 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は同項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。以下同じ。）

ア及びイ 略

(2) 略

24 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

(ア) 略

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（この項から附則第28項までにおいて「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 略

(2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第12条の2第2項第3号に該当するものを除く。以下同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（この項から附則第28項までにおいて「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（この項から附則第28項までにおいて「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ 略

25 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適

<p>用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>26 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第22項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>27 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第22項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>28 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第22項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>ア) 略</p> <p>イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>29～40 略</p>	<p>用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>26 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第22項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>27 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第22項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>28 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第22項から前項まで又は法附則第12条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第49条及び附則第21項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は附則第21項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの</p> <p>ア) 略</p> <p>イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p> <p>イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>29～40 略</p>
---	--

第2条 長崎県税条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
<p>(事業税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第17条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号まで、又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で同表の右欄に掲げる設備を含むもの（次項において「当該設備」という。）を新設し、又は増設した者については、同表の各項に掲げる省令で定めるところにより計算した収入金額又は所得に対しては、事業税を課さない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区</th> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">過疎地域自立促進特</td> <td style="text-align: center;">製造業、旅館業（下宿</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	事業	設備	過疎地域自立促進特	製造業、旅館業（下宿	略	<p>(事業税の課税免除及び不均一課税)</p> <p>第17条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号まで、又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で同表の右欄に掲げる設備を含むもの（次項において「当該設備」という。）を新設し、又は増設した者については、同表の各項に掲げる省令で定めるところにより計算した収入金額又は所得に対しては、事業税を課さない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地区</th> <th style="text-align: center;">事業</th> <th style="text-align: center;">設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">過疎地域自立促進特</td> <td style="text-align: center;">製造業又は旅館業（下</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	地区	事業	設備	過疎地域自立促進特	製造業又は旅館業（下	略
地区	事業	設備											
過疎地域自立促進特	製造業、旅館業（下宿	略											
地区	事業	設備											
過疎地域自立促進特	製造業又は旅館業（下	略											

別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区（第3項、第25条第1項及び第74条第1項において「過疎地区」という。）	営業を除く。）又は農林水産物等販売業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する事業をいう。以下同じ。）
略	

別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区（第3項、第25条第1項及び第74条第1項において「過疎地区」という。）	宿営業を除く。）
略	

2～7 略

（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）

第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る減価償却資産で同表の右欄に掲げる建物及びその敷地である土地（以下「建物等」という。）を取得（土地の取得については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合に限る。次項、第3項及び第4項において同じ。）したときは、不動産取得税を課さない。

地区	事業	建物等
過疎地区	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は農林水産物等販売業	略
略		

2～7 略

（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）

第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る減価償却資産で同表の右欄に掲げる建物及びその敷地である土地（以下「建物等」という。）を取得（土地の取得については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合に限る。次項、第3項及び第4項において同じ。）したときは、不動産取得税を課さない。

地区	事業	建物等
過疎地区	製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）	略
略		

2～5 略

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第74条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る大規模の償却資産（以下「機械等」という。）で同表の右欄に掲げるものを取得したときは、固定資産税を課さない。

地区	事業	機械等
過疎地区	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は農林水産物等販売業	略
略		

2～5 略

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第74条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る大規模の償却資産（以下「機械等」という。）で同表の右欄に掲げるものを取得したときは、固定資産税を課さない。

地区	事業	機械等
過疎地区	製造業又は旅館業（下宿営業を除く。）	略
略		

2～6 略

2～6 略

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中附則第22項から附則第28項までの規定の改正部分は、平成30年4月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の長崎県税条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。
（自動車取得税に関する経過措置）
- 第1条の規定による改正後の長崎県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成30年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う経過措置）
- 過疎地域自立促進特別措置法第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区内において、施行日前に情報通信技術利用事業の用に供する特別償却設備を新設し、又は増設した者が行う情報通信技術利用事業に課すべき事業税、当該特別償却設備である家屋又はその敷地である土地に該当する建物等の取得に対して課すべき不動産取得税及び当該特別償却設備である家屋若しくは償却資産又は当該家屋の敷地である土地に該当する機械等に対して課すべき固定資産税については、第1条の規定による改正後の長崎県税条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第30号

長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例

長崎県安心こども基金条例（平成21年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略 （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成30年9月30日</u>限り、その効力を失う。 この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略 （この条例の失効）</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年9月30日</u>限り、その効力を失う。 この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第31号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第11章 略</p> <p>第12章 <u>児童心理治療施設</u>（第108条―第116条）</p> <p>第13章～第15章 略</p> <p>附則</p> <p>（給付金として支払を受けた金銭の管理）</p> <p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定による子ども手当（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（苦情への対応）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>児童心理治療施設</u>及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>（職員配置）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第11章 略</p> <p>第12章 <u>情緒障害児短期治療施設</u>（第108条―第116条）</p> <p>第13章～第15章 略</p> <p>附則</p> <p>（給付金として支払を受けた金銭の管理）</p> <p>第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定による子ども手当（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（苦情への対応）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、<u>情緒障害児短期治療施設</u>及び児童自立支援施設は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。</p> <p>（職員配置）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第2項各号のいずれかに該</p>

当する者でなければならない。

3～7 略

第12章 児童心理治療施設
(職員配置)

第108条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2及び3 略

4 第27条第2項の規定は、第1項の家庭支援専門相談員について準用する。この場合において、同条第2項中「乳幼児」とあるのは「児童心理治療施設」と、「乳幼児の養育」とあるのは「児童の指導」と読み替えるものとする。

5及び6 略

(児童心理治療施設の長の資格等)

第109条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国児童心理治療施設協議会が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 児童心理治療施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 略

2 児童心理治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国児童心理治療施設協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(設備の基準)

第110条 児童心理治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第111条 児童心理治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該児童心理治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 児童心理治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第112条 児童心理治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第113条 児童心理治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第114条 第72条の規定は、児童心理治療施設における児童と起居を共にする職員について準用する。

(関係機関との連携)

第115条 児童心理治療施設の長は、児童の通学する学校及

当する者でなければならない。

3～7 略

第12章 情緒障害児短期治療施設
(職員配置)

第108条 情緒障害児短期治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2及び3 略

4 第27条第2項の規定は、第1項の家庭支援専門相談員について準用する。この場合において、同条第2項中「乳幼児」とあるのは「情緒障害児短期治療施設」と、「乳幼児の養育」とあるのは「児童の指導」と読み替えるものとする。

5及び6 略

(情緒障害児短期治療施設の長の資格等)

第109条 情緒障害児短期治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国情緒障害児短期治療施設協議会が行う情緒障害児短期治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、情緒障害児短期治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 情緒障害児短期治療施設の職員として3年以上勤務した者

(4) 略

2 情緒障害児短期治療施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための全国情緒障害児短期治療施設協議会が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(設備の基準)

第110条 情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 略

(心理療法、生活指導及び家庭環境の調整)

第111条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的適応能力の回復を図り、児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行わなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に児童の状態及び能力を説明するとともに、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように行わなければならない。

(自立支援計画の策定)

第112条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第1項の目的を達成するため、入所中の個々の児童について、児童及びその家庭の状況等を勘案して、その自立を支援するための計画を策定しなければならない。

(業務の質の評価等)

第113条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第43条の2に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第114条 第72条の規定は、情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員について準用する。

(関係機関との連携)

第115条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童の通学する

<p>び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>(地域支援)</p> <p>第116条 第37条の規定は、<u>児童心理治療施設</u>における地域支援について準用する。</p> <p>(職員配置)</p> <p>第129条 略</p> <p>2 前項の職員は、<u>法第13条第3項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p>	<p>学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町保健センター等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。</p> <p>(地域支援)</p> <p>第116条 第37条の規定は、<u>情緒障害児短期治療施設</u>における地域支援について準用する。</p> <p>(職員配置)</p> <p>第129条 略</p> <p>2 前項の職員は、<u>法第13条第2項各号</u>のいずれかに該当する者でなければならない。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第32号

長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(指定管理者の指定)</u></p> <p>第19条 甲種漁港施設のうち別表第6に掲げる施設（以下「<u>指定管理施設</u>」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「<u>指定管理者</u>」という。）に行わせることができる。</p> <p><u>(指定管理者の業務)</u></p> <p>第20条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>指定管理施設の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>指定管理施設の利用に係る利用料金に関する業務</u></p> <p>(3) <u>指定管理施設及びその附属設備の維持及び修繕に関する業務</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の運営に関して知事が必要と認める業務</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の手続)</u></p> <p>第21条 第19条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に対しその定める時期までに提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>指定管理施設の管理に関する事業計画書</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、規則で定める書類</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の基準)</u></p> <p>第22条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補を選定し、議会の議決を経て指定管理者の指定をするものとする。</p> <p>(1) <u>事業計画書等の内容が、住民の平等な利用を確保できるものであること。</u></p> <p>(2) <u>事業計画書等の内容が、指定管理施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。</u></p> <p>(3) <u>指定を受けようとするものが有する物的能力及び人的能力が、事業計画書に沿った指定管理施設の管理を安定して行うことができるものであること。</u></p> <p><u>(指定管理者の指定の取消し等)</u></p> <p>第23条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当す</p>	<p></p>

るときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

(2) 前条各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 知事は、前項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止期間が終了するまでの間、自ら指定管理施設の管理を行うものとする。

3 前項の規定により知事が管理を行う場合の当該施設に係る使用料の金額は、当該指定管理者の規定を取り消し、又は業務の停止を命じたときの直前において、第27条第2項の規定に基づき定めた利用料金の金額とする。

(利用の許可等)

第24条 指定管理施設を利用しようとする場合は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 指定管理施設及びその附属設備を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に、指定管理施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は許可を受けた場所の全部若しくは一部を転貸してはならない。

(利用の許可の取消し及び利用の中止)

第25条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

(1) その利用が前条第2項各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。

(2) 前条第3項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前条第4項の規定に違反したとき。

(4) 虚偽その他不正な行為により前条第1項の許可を受けたとき。

(5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(利用許可事項の変更)

第26条 利用者は、第24条第1項の規定により許可を受けた事項を変更し、又はその利用を中止しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第27条 利用者は、その利用に係る利用料金を納めなければならない。

2 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。

4 知事は、前項の規定により承認の申請があった場合にお

<p>いて、当該申請に係る利用料金が指定管理施設と規模、形態等において類似の施設の同種料金と比較して、均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。</p> <p>5 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第28条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の還付)</p> <p>第29条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 第25条第5号の規定に該当することを理由として、同条の規定により利用の許可を取り消され、又はその利用を中止されたとき。</p> <p>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、第26条の規定による指定管理施設の利用の変更又は中止に係る承認を受けたとき。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第30条 利用者は、指定管理施設の利用を終了したとき又は第25条の規定により利用の許可を取り消され、若しくはその利用を中止されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第31条 指定管理施設及びその附属設備を毀損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>第32条～第35条 略</p> <p>別表第6 (第19条関係)</p> <p>指定管理施設</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 15%;">漁港名</th> <th style="width: 15%;">地区名</th> <th style="width: 15%;">所在地</th> <th style="width: 55%;">漁港施設の種類</th> </tr> <tr> <td>長崎漁港</td> <td>長崎地区</td> <td>長崎市尾上町</td> <td>漁港環境整備施設用地</td> </tr> </table>	漁港名	地区名	所在地	漁港施設の種類	長崎漁港	長崎地区	長崎市尾上町	漁港環境整備施設用地	<p>第19条～第22条 略</p>
漁港名	地区名	所在地	漁港施設の種類						
長崎漁港	長崎地区	長崎市尾上町	漁港環境整備施設用地						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- (準備行為)
- 2 この条例による改正後の長崎県漁港管理条例第21条及び第22条の規定に基づく指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年7月21日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第33号

長崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

長崎県港湾管理条例（昭和51年長崎県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表第1 (第13条関係)					別表第1 (第13条関係)						
その1 通常使用					その1 通常使用						
港湾施設	区分	単位区分	料金 (単位 円)		備考	港湾施設	区分	単位区分	料金 (単位 円)		備考
			長崎港	その他 の港					長崎港	その他 の港	
1～13 略					1～13 略						

14 臨港交通施設	略				
	島原港 駐車場 使用料	自動車1台につき			使用時間24 時間までご との上限額 を800円と する(2に 掲げる場合 を除く。)
		1 1時間を超え1 時間30分以内		150	
		昼間(午前8時か ら午後8時まで)	—	90	
		夜間(午後8時か ら午前8時まで)	—	50	
		1時間30分を超え 30分までごとに	—	30	
2 1月につき	—	5,000			
略					
15 略					
その2 略 備考 略					

14 臨港交通施設	略				
	島原港 駐車場 使用料	自動車1台につき			使用時間24 時間までご との上限額 を800円と する(2に 掲げる場合 を除く。)
		1 1時間を超え1 時間30分以内		150	
		昼間(午前8時か ら午後8時まで)	—	90	
		夜間(午後8時か ら午前8時まで)	—	50	
		1時間30分を超え 30分までごとに	—	30	
2 1月につき	—	5,000			
略					
15 略					
その2 略 備考 略					

附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表(八二四)二二一一
直通(八九五)二二一六

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所
明